

表2-1 精神障害等の労災補償状況

(件)

年 度		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
区 分						
精神障害等	請求件数	524	656	819	952	927
	決定件数	425	449	607	812	862
	うち支給決定件数 (認定率)	130 (30.6%)	127 (28.3%)	205 (33.8%)	268 (33.0%)	269 (31.2%)
う ち 自 殺 (未遂を含む。)	請求件数	121	147	176	164	148
	決定件数	135	106	156	178	161
	うち支給決定件数 (認定率)	45 (33.3%)	42 (39.6%)	66 (42.3%)	81 (45.5%)	66 (41.0%)

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号の「業務に起因することの明らかな疾病」に係る精神障害等について集計したものである。
- 2 決定件数は、当該年度に請求されたものに限るものではない。
- 3 支給決定件数は、決定件数のうち業務上として認定した件数である。
- 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。

図2-1 精神障害等に係る労災請求・決定件数の推移

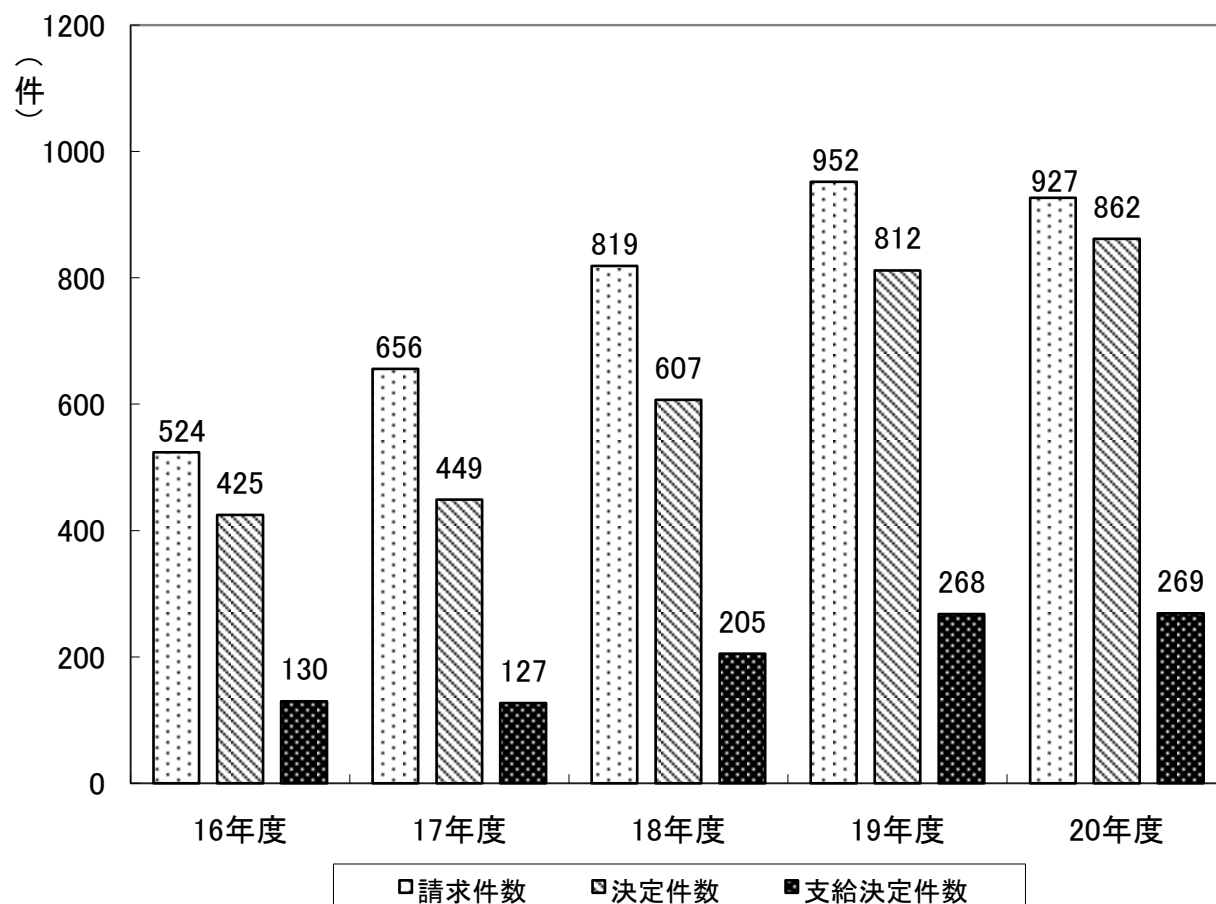


表2-2 精神障害等の業種別請求及び支給決定件数一覧

(件)

業種	年度	平成19年度		平成20年度	
		請 求 件 数	支 給 決 定 件 数	請 求 件 数	支 給 決 定 件 数
農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業 ・ 鉱 業		5	0	7	3
製 造 業		175	59	168	50
建 設 業		82	33	71	22
運 輸 業		82	24	85	23
卸 売 ・ 小 売 業		143	41	157	48
金 融 ・ 保 険 業		41	13	43	11
教 育 ・ 学 習 支 援 業		25	8	27	12
医 療 ・ 福 祉		121	26	122	26
情 報 通 信 業		55	11	50	17
飲 食 店 ・ 宿 泊 業		29	6	38	14
その他の事業(上記以外の事業)		194	47	159	43
合 計		952	268	927	269

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

図2-2 業種別構成比

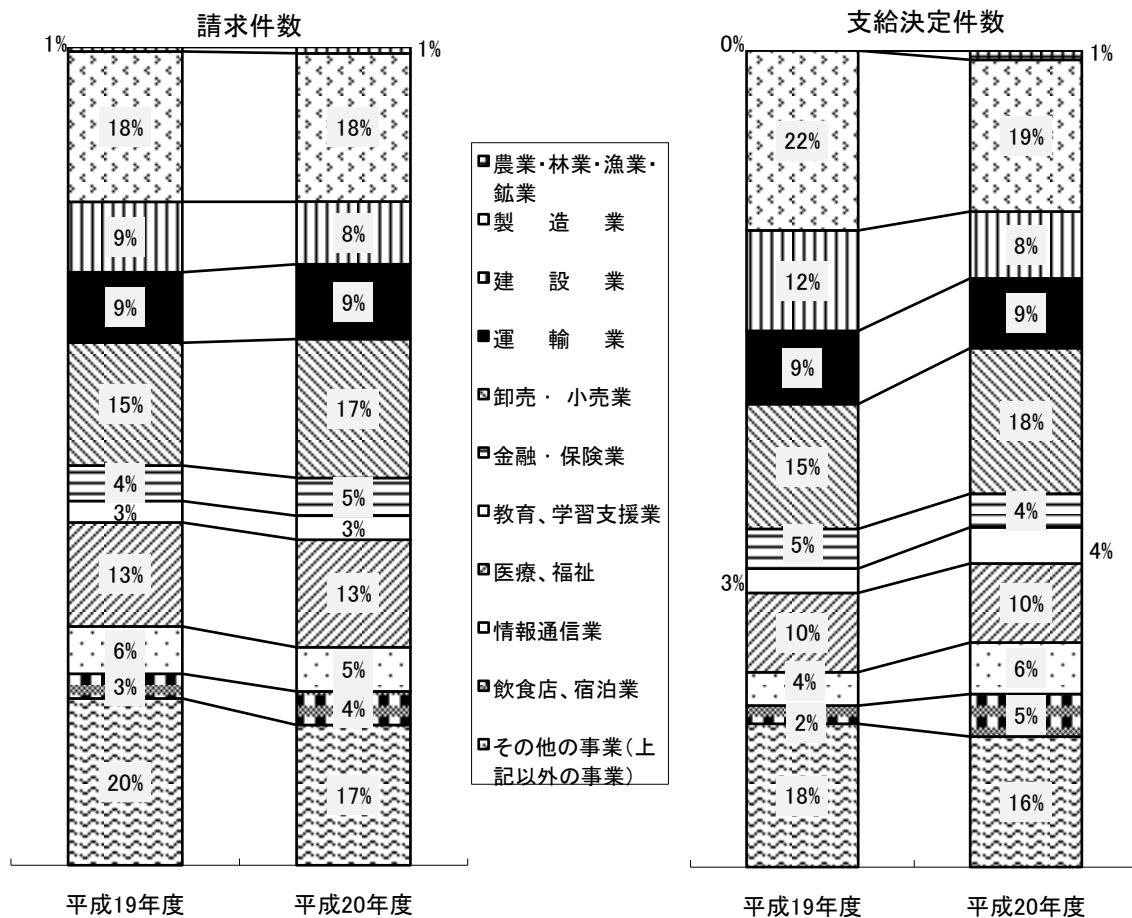


表2-3 精神障害等の職種別請求及び支給決定件数一覧 (件)

職種	平成19年度		平成20年度	
	請 求 件 数	支給決定件数	請 求 件 数	支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	243	75	227	69
管 理 的 職 業 従 事 者	58	18	58	22
事 務 従 事 者	210	53	240	45
販 売 従 事 者	85	29	99	33
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	82	10	76	27
運 輸 ・ 通 信 従 事 者	68	22	65	20
生 産 工 程 ・ 労 務 作 業 者	191	60	148	51
その他の職種(上記以外の職種)	15	1	14	2
合 計	952	268	927	269

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業
者などである。

図2-3 職種別構成比

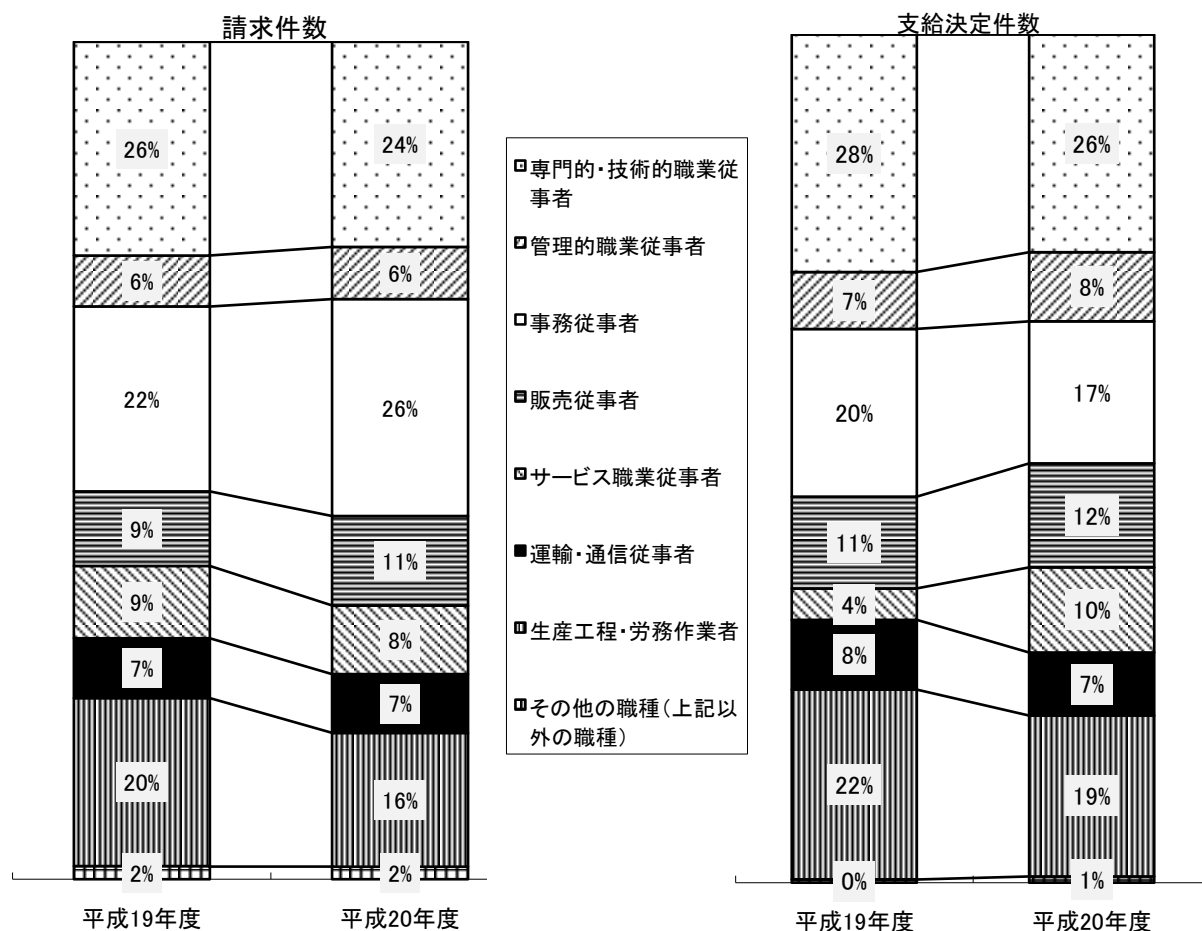


表2-4 精神障害等の年齢別請求及び支給決定件数一覧

(件)

年度 年齢	平成19年度				平成20年度			
	請 求 件 数		支 給 決 定 件 数		請 求 件 数		支 給 決 定 件 数	
		うち自殺 (未遂を含む。)		うち自殺 (未遂を含む。)		うち自殺 (未遂を含む。)		うち自殺 (未遂を含む。)
19 歳 以 下	8	1	1	0	4	1	1	0
20 ～ 29 歳	203	23	66	15	224	31	70	10
30 ～ 39 歳	340	41	100	21	303	31	74	11
40 ～ 49 歳	225	41	61	22	239	44	69	15
50 ～ 59 歳	145	46	31	19	132	31	43	24
60 歳 以 上	31	12	9	4	25	10	12	6
合 計	952	164	268	81	927	148	269	66

図2-4 年齢別構成比

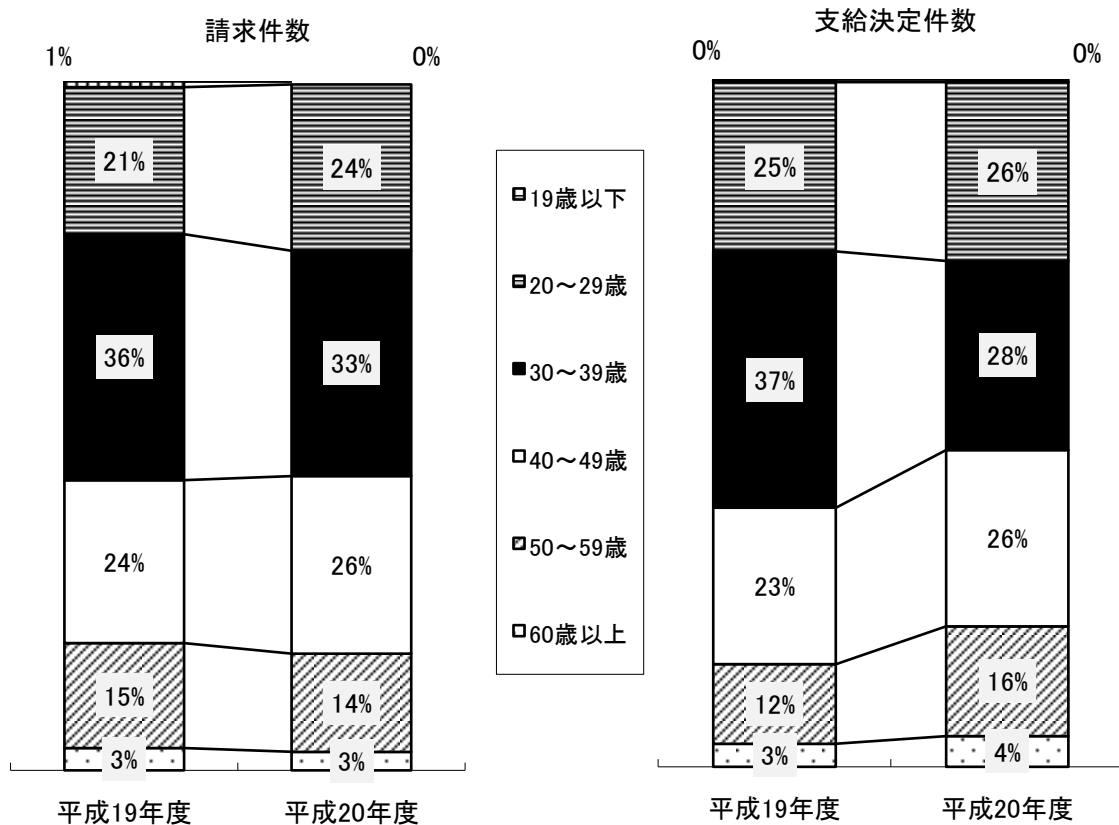


表2-5 精神障害等の労災補償状況(都道府県別)

平成20年度

	精神障害等				療養中の精神障害等				合計			
	請求件数		支給決定件数		請求件数		支給決定件数		請求件数		支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺
北海道	33	4	16	2	3		1		36	4	17	2
青森	4	2	1						4	2	1	
岩手	2	1	2	1					2	1	2	1
宮城	15	5	7	1	1				16	5	7	1
秋田	6	3	2	1					6	3	2	1
山形	7	1	6	1	1				8	1	6	1
福島	11	1	4	2	3				14	1	4	2
茨城	14	2	6	1					14	2	6	1
栃木	8	3	3	1					8	3	3	1
群馬	7	2	3				1		7	2	4	
埼玉	36	5							36	5		
千葉	33	8	16	3					33	8	16	3
東京	158	21	40	10					158	21	40	10
神奈川	75	8	18	1	1	1			76	9	18	1
新潟	8	2	9	2	1	1	1	1	9	3	10	3
富山	2		1	1					2		1	1
石川	4		1						4		1	
福井	5		2	2	1	1			6	1	2	2
山梨	1								1			
長野	9	1	2	1					9	1	2	1
岐阜	11	2	3	1	1				12	2	3	1
静岡	19	3	7	2					19	3	7	2
愛知	58	10	10	3	2				60	10	10	3
三重	13	1	3	1					13	1	3	1
滋賀	10	2	4	1					10	2	4	1
京都	37	4	10	2	2				39	4	10	2
大阪	105	12	22	8					105	12	22	8
兵庫	34	5	12	4			1	1	34	5	13	5
奈良	10	1	5						10	1	5	
和歌山	8		4						8		4	
鳥取	2								2			
島根			1								1	
岡山	11	4	2	1	2				13	4	2	1
広島	22	3	9	2	2		2		24	3	11	2
山口	3	1	1						3	1	1	
徳島	4	1	3						4	1	3	
香川	2	1	3	1					2	1	3	1
愛媛	6	1	2	1			1	1	6	1	3	2
高知	4								4			
福岡	32	5	4	1	4				36	5	4	1
佐賀	8	2	2	1					8	2	2	1
長崎	7		3	2					7		3	2
熊本	12	5	4	2					12	5	4	2
大分	7	2	1						7	2	1	
宮崎	20	9	5						20	9	5	
鹿児島	9	1	1						9	1	1	
沖縄	11	1	2						11	1	2	
合計	903	145	262	63	24	3	7	3	927	148	269	66

表2-6 精神障害等で支給決定された事案
(1か月平均の時間外労働時間数別)

(件)

区分	年度	平成20年度	
			うち自殺 (未遂を含む。)
20 時 間 未 満		69	7
20 時 間 以 上 ～ 40 時 間 未 満		9	4
40 時 間 以 上 ～ 60 時 間 未 満		10	4
60 時 間 以 上 ～ 80 時 間 未 満		15	7
80 時 間 以 上 ～ 100 時 間 未 満		22	8
100 時 間 以 上 ～ 120 時 間 未 満		31	15
120 時 間 以 上 ～ 140 時 間 未 満		24	7
140 時 間 以 上 ～ 160 時 間 未 満		10	4
160 時 間 以 上		20	5
合 計		210	61
(参 考) 支 給 決 定 件 数		269	66

注 本表の合計件数と支給決定件数との差は、PTSD又は出来事による心理的
 負荷の程度が特に過重な場合など、労働時間の長さをみるまでもなく支給決
 定された事案等の件数である。